

平成26年度主要な政策に係る評価書(モニタリング)

(総務省25-⑧)

政策名 ^(※1)	政策8:選挙制度等の適切な運用	分野	選挙制度等			
政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。					
基本目標 【達成すべき目標】	選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等を適切に運用し、民主政治の健全な発達に寄与する。					
政策の予算額・執行額等	区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の 状況(千円) (注)	当初予算(a)	178,124	101,362	50,496,368	99,166
		補正予算(b)	0	-14	0	0
		繰越し等(c)	218,351	70,556,481	1,606,076	
		合計(a+b+c)	396,475	70,657,829	52,102,444	
執行額(千円)	319,976	59,452,810				

(注)衆議院議員総選挙(平成24年)、参議院議員通常選挙(平成25年)のため、平成24、25年度予算が大幅に増額している。

政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	—	—	—

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること	1 ・区割り審議会の勧告に基づく区割り改定の法制化・周知 ・インターネット選挙運動解禁に向けた準備・啓発 ・成年被後見人の選挙権の在り方に関する論点整理 ・その他選挙制度に関する調査研究	・区割り審議会の勧告に基づく区割り改定の法制化・周知の実施 ・インターネット選挙運動解禁に向けた法解釈の整理、改正法の選挙管理委員会、候補者・政党等への周知の実施 ・成年被後見人の選挙権の在り方に関する論点整理の実施 ・その他選挙制度に関する調査研究の実施 【24年度】	・区割り審議会の勧告(平成25年3月28日に区割り改定案を勧告)に基づく、区割り改定の法制化作業を実施(平成25年4月12日に区割り改定法案を直ちに国会に提出し、同年6月24日に成立)し、改正法の成立後は、政令の整備、選挙管理委員会等への通知や関係資料のホームページ掲載等による周知・啓発を実施 ・インターネット等を利用する方法による選挙運動について、平成25年4月に公選法の改正が行われ、同年7月の参議院選挙から解禁されたことから、ネット選挙運動解禁啓発動画コンテストの開催、改正内容の説明会、関係資料のホームページ掲載等インターネットを中心とした周知・啓発を実施 ・ネット選挙運動解禁に係る啓発費用全体は、当初の予定より大幅に節約して実施することができた。特に、ネット選挙運動啓発動画コンテストにおいては、動画募集から総務大臣賞の発表まで、インターネット上で著名人の協力を得て、より多くの国民に周知することができ、従来の啓発と比較して、大きな成果があったと認識 ・成年被後見人の選挙権の回復等について、平成25年5月に公選法等の改正が行われ、平成25年7月1日以後に公示・告示される選挙について、成年被後見人の方は、選挙権・被選挙権を有することとされたことから、政省令の整備、指定病院等における外部立会人の設置等の公正確保策を含めた選挙管理委員会等への通知や関係資料のホームページ掲載等による周知・啓発を実施 ※なお、ネット選挙運動解禁、成年被後見人の選挙権回復等の公選法改正が行われた後、初めて実施された国政選挙(平成25年参議院選挙)では、管理執行上の特段の問題なく、選挙を執行 ・都道府県議会議員の選挙区設定の見直しに係る公選法改正が平成25年12月に行われたことから、改正法の円滑な施行(施行期日:平成27年3月1日)に向けて、政令の整備や、改正内容の説明会、関係資料のホームページ掲載等による周知・啓発を実施 ・その他選挙制度に関する調査研究の実施 【25年度】	・区割り審議会の勧告に基づく区割り改定の法制化・周知の適切な実施 ・インターネット選挙運動解禁に向けた法解釈の整理、改正法の選挙管理委員会、候補者・政党等への周知の適切な実施 ・成年被後見人の選挙権の在り方に関する論点整理の適切な実施 ・その他選挙制度に関する調査研究の適切な実施 【25年度】
公明かつ適正な選挙執行を実現すること	2 常時啓発事業のあり方等の検討	常時啓発事業のあり方等の検討結果を踏まえ、参加・実践等を通じた政治意識の向上事業やシニジズン教育推進方策の検討等を実施 【24年度】	常時啓発事業のあり方等の検討結果を踏まえ、政治意識の向上や主権者教育を推進するため、 ・成人を対象にした参加型学習教材の作成 ・普及実践に向けた各種研修事業の展開 ・若者同士が互いの持っている政治への想いや政治意識について意見交換する場である「若者フォーラム」の開催 などを実施した。 【25年度】	常時啓発事業のあり方等研究会の検討結果を踏まえ、参加・実践等を通じた政治意識の向上事業やシニジズン教育推進方策の検討等を実施 【25年度】

政治資金の透明性を確保すること	3	総務大臣届出政治団体の収支報告書提出率(収支報告書定期公表率)	政党本部:100% 政党支部:99.5% 政治資金団体:100% 【平成23年分収支報告】 【24年度】	政党本部:100% 政党支部:100% 政治資金団体:100% 【平成24年分収支報告】 【25年度】	政党、政治資金団体について、提出率100% 【25年度】
			国会議員関係政治団体の過去3か年平均の提出率:94.4% 【平成21年分～平成23年分収支報告】 【24年度】	国会議員関係政治団体の過去3か年平均の提出率:94.9% 【平成22年分～平成24年分収支報告】 【25年度】	国会議員関係政治団体について、過去3か年平均の提出率(94.4%)以上 【25年度】
			政治団体全体の過去3か年平均の提出率:86.0% 【平成21年分～平成23年分収支報告】 【24年度】	政治団体全体の過去3か年平均の提出率:86.7% 【平成22年分～平成24年分収支報告】 【25年度】	政治団体全体で、過去3か年平均の提出率(86.0%)以上 【25年度】

担当部局課室名	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課(他3室)	作成責任者名	自治行政局選挙部管理課長 杉原 弘敏	政策評価実施時期	平成26年8月
---------	----------------------------	--------	-----------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。